

各 位

会 社 名 株式会社 ウエストホールディングス
本社所在地 広島市西区楠木町一丁目 15 番 24 号
代 表 者 代表取締役社長 吉 川 隆
(コード番号：1407)

問 合 せ 先 <広島本社>
代表取締役専務 広島本社管理統括本部管掌
永 島 歳 久
電話番号 082-503-3900 (代表)
<東京本社>
常 務 取 締 役 東京本社管理統括本部管掌
池 田 直 人
電話番号 03-5358-5757 (代表)

子会社の訴訟の終結に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社骨太住宅(以下「被上告人兼相手方」と言います。)は、弁護士 錦織 淳氏(以下「上告人兼申立人」と言います。)との間で不動産売買契約の事務処理委任に関する弁護士報酬請求訴訟(以下「本訴訟」と言います。)を係争しており、平成 20 年 12 月 26 日付「子会社に係る訴訟の判決に関するお知らせ」にて第二審判決をお知らせいたしました。その後、平成 21 年 1 月 8 日付で上告人兼申立人が上告及び上告受理申立をいたしました。昨日、最高裁判所により調書(決定)を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 被上告人兼相手方(子会社の名称)
 - (1)商 号 : 株式会社骨太住宅
 - (2)本店所在地 : 広島市西区楠木町1丁目 15 番 24 号
 - (3)代表者氏名 : 代表取締役 土手 修
2. 本訴訟の経緯

平成 19 年 8 月 21 日	弁護士 錦織 淳氏が東京地方裁判所に訴訟提起
平成 20 年 5 月 30 日	東京地方裁判所において第一審判決
平成 20 年 6 月 2 日	骨太住宅が東京高等裁判所に控訴提起
平成 20 年 12 月 25 日	控訴審判決(第二審判決)
平成 21 年 1 月 8 日	上告人兼申立人が最高裁判所に上告及び上告受理を申し立て
平成 21 年 6 月 19 日	上告棄却及び上告受理申立の不受理の決定
3. 決定の内容
 - (1)本件上告を棄却する。
 - (2)本件を上告審として受理しない。
 - (3)上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。
4. 今後の見通し
前記の如く、最高裁判所への上告及び上告受理申立が棄却及び不受理とされたことから、本訴訟は当方の勝訴判決となり終結いたしました。平成 21 年 8 月期の連結業績に及ぼす影響につきましては、現在精査中であり、判明次第お知らせいたします。

以 上